

宿泊事業者への感染防止対策等支援事業について

1 事業概要

観光庁が新たに創設した都道府県への財政支援制度に基づき、県内宿泊事業者が行う感染防止対策等に対し補助を行うものです。「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を補助要件とすることで、宿泊事業者における同制度の推進も併せて行います。

2 対象施設

「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を受けた県内宿泊施設

3 対象経費

- ①感染症対策に資する物品購入等の経費
 - ・消毒物品や飛沫防止のためのアクリル板等、感染症対策に要する必需品の導入費用
 - ・感染症対策の専門家による検証費用 等
- ②前向き投資に要する経費
 - ・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入費用 等

※観光庁の交付要綱に基づき、令和2年5月14日以降に宿泊事業者が支出した費用についても補助対象とします。

4 申請受付

6月下旬開始予定

※申請方法等の詳細は、準備が整い次第、県HP等で案内する予定です。

5 補助率等

対象経費	補助率	補助上限額等	
		施設規模	補助上限額 ※対象経費①及び②の合計
① 感染症対策に資する物品の購入等	1/2 以内	1～9室	50万円
		10～29室	100万円
30～49室		300万円	
50室以上		500万円	
② 前向き投資に要する経費			

※対象経費・補助上限額等は、観光庁の交付要綱等に基づく